

# 五反田 ごたんだ通信

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

新春  
2017

50号

発行者  
五反田法律事務所

〒141-0022  
東京都品川区東五反田1-13-12  
いちご五反田ビル5階  
TEL 03(3447)1361(代表)  
FAX 03(3447)1538  
<http://www.gotandalaw.com/>

新年あけましておめでとうございます



スイーツ好きなヒヨドリはサクラの蜜も大好き。蕾から蜜を吸おうとするヒヨドリの姿は愛らしくもあり、自然の厳しさを伝えているようである。

撮影者 伊藤次彦

昨年は、世の中の大きな転換点となる一年だったのではないでしょか。

アメリカの次期大統領選挙では、おおかたの予想を覆し、極端な保護貿易主義や移民排斥を訴えたドナルド・トランプ氏が勝利しました。また、イギリスのEUからの離脱を問う国民投票でも移民や難民の入国制限などを主張した離脱派が勝利しました。

これらはいずれも近年のグローバル化の流れに異を唱えるとともに既存の政治体制に対する不信を表明したものといえます。

他方、国内でも参議院選挙の結果を受けて、いよいよ憲法改正へ向けた動きが現実化してきます。憲法は国家の統治の基本を定めるものです。憲法改正は約70年続いた現在の憲法下での国の在り方を大きく変えてしまう可能性があるものといえます。

これらの動きが将来どのような結果をもたらすのか予測することは困難です。しかし、後になり、こんなはずではなかつたと後悔することだけは避けなければなりません。社会の変革期において我々にできることは、世の中の動向に注意深く耳を傾け、過去の歴史から謙虚に学び、目先の利益だけにとらわれることなく責任ある判断と行動をすることではないでしょうか。次の世代、あるいはその次の世代にも誇れる社会を築き上げていけるよう心がけたいと思います。

事務所員一同、目の前の課題を一つ一つ丁寧に解決するため全力で取り組んでいきたいと思います。  
本年も、何卒よろしくお願ひいたします。

弁護士 亀井 時子  
弁護士 千葉 一美  
弁護士 佃 俊彦  
弁護士 田島 恒久  
弁護士 烏海 浩  
弁護士 富澤 準  
弁護士 亀井 時子  
弁護士 千葉 一美  
弁護士 佃 俊彦  
弁護士 田島 恒久  
弁護士 串山 亮太  
弁護士 鈴ヶ谷 健志  
事務局一同  
民部田正史  
甲斐 朝美  
真野 亮太  
泰生  
相談料30分 5,400円

## 法律相談のお知らせ

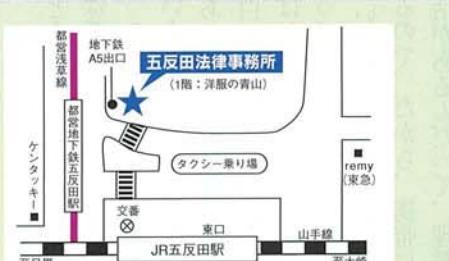
お気軽にご相談ください。

☎ 03-3447-1361

毎週月・水・金曜日の午後4時~6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所下さい。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。

受付時間は平日午前9時~午後6時です。







# 「緊急事態条項」の危険性

弁護士 真野 亮太

自民党が平成24年に憲法改正草案を発表しました。この憲法改正草案中の「緊急事態条項」が、昨年4月の熊本地震後に再び注目を集めています。

「緊急事態条項」とは、他国からの武力攻撃や地震等による大規模な自然災害が発生した際に、内閣が法律と同一の効力を有する政令を制定することができることを定めた条項です。この条項に基づいて「緊急事態」と宣言されると、国会による法律に基づかず、内閣のみの判断によって私たち国民の人権の制約ができるようになります。この「緊急事態条項」は、現行憲法には規定がありませんが、東日本大震災をきっかけにその創設がクローズアップされました。



弁護士 串山 泰生

## 成年後見について

### はじめに

「後見」とは、物事を判断する能力が十分でない方(ここでは「ご本人」と呼びます)に、援助者をつけることで、ご本人の法的な権利を守り、支援する制度です。

ご本人が未成年者の場合を「未成年後見」、ご本人が成年者の場合を「成年後見」と呼びます。「成年後見」は、援助者の選び方によって「法定後見」と「任意後見」に分けることができます。ここでは「法定後見」と「任意後見」の違いを見てみましょう。

### 法定後見って?

法定後見は、ご本人が、認知症・知的障害・精神障害などによって物事を判断する能力が十分でないときに、ご本人、配偶者、四親等内の親族などの申立てにより、家庭裁判所が援助者を選任する制度です。ご本人の判断能力に応じて「後見」(判断能力がまったくない場合)、「保佐」(判断能力が著しく不十分な場合)、「補助」(判断能力が不十分な場合)の3種類に分かれ、それぞれ「成年後見人」、「保佐人」、「補助人」が援助者になります。

### 任意後見って?

任意後見は、ご本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、予めご本人の選んだ代理人(「任意後見人」といいます)に、生活全般や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約(これを「任意後見契約」といいます)を結んでおき、ご本人の判断能力が不十分な状態になった場合に、任意後見人がご本人の代わりに財産管理などの事務手続きを行う制度です。「任意後見契約」は、公証人が作成する公正証書によって結ばなければなりません。

将来、ご本人の判断能力が不十分な状態になったとき、「任意後見監督人選任の申立て」を家庭裁判所に行うことで、「任意後見契約」の効力が発生します。この申立ては、ご本人やその配偶者、任意後見人、四親等内の親族などが行うことができます。申立てがなされると、裁判所は任意後見人を監督する「任意後見監督人」を選任します。「任意後見人」は裁判所が選任した「任意後見監督人」の監督を受け、財産管理などの手続きを行うことになります。

任意後見や法定後見のご相談は、当事務所にて承ることができますのでお気軽にお問い合わせください。

科学的知見を踏まえて2回の大改正がなされています。ですから、大規模な自然災害に対しても、現在の災害対策基本法で十分に対応することができると言えます。

また、東日本大震災における混乱は、法律の不備というよりも、防災計画策定や避難訓練などの行政による「事前の備え」の不十分さに原因があると言われています。さらに、東北沿岸部の首長からも、「(災害対策のために)政府への権限集中ではなく、現場に権限を下ろしてほしい」との声があがっています。

これだけ聞けば、みなさんは、大規模な自然災害という緊急時には、国民の生命と安全を守るために、政府に権限を集中させることは必要と考えるかも知れません。

しかし、大規模な自然災害に対しては、災害対策基本法が整備されています。しかも、同法は、東日本大震災における政府の対応についての検証と首都直下地震や南海トラフ地震などに対する



趣旨の「緊急勅令条項(明治憲法8条)」があり、関東大震災後には、この条項に基づく勅令によって言論弾圧が行われました。このように、「緊急事態条項」は、歴史的に見て、権力者によって人権を不当に抑圧するために利用されてきた危険な条項なのです。

さらに、自民党の憲法改正草案における「緊急事態条項」については、①緊急事態が宣言される発動要件を法律で定めることができる、②緊急事態の期間に制限がなく、③規定できる対象にも制限がないため、政府の思うままに濫用されるおそれがあるという問題もあります。

以上のように、大規模な自然災害に対しては、災害対策基本法などの現行法によって十分に対応が可能であり「緊急事態条項」はその必要性が乏しく、むしろ濫用の危険性が極めて大きいといふ問題があります。

したがって、国家権力を制限して人権を保障するという憲法の機能を損ないかねない「緊急事態条項」は、憲法改正によって創設されるべきではありません。



弁護士 千葉 恒久

適切な備えができるよう弁護士としてお手伝いさせていただくことです。

ですが、簡単そうでいて簡単ではない、というのも遺言のむずかしさです。残された方々の関係への配慮が欠けた遺言は紛争をかえって拡大させかねません。遺留分をめぐる争いが代表例ですが、セミナーではそうした紛争を防ぐための工夫についてお話しをさせていただいております。

ぜひ一度、セミナーをのぞいてみてはいかがでしょうか。

次回は、相続・遺言と並びご相談の多い「不動産にまつわるトラブル」についての無料個別相談会を、2月1日(午後)に当事務所にて開催します。ぜひご利用ください。

## 『相続・遺言セミナー』へのご招待

### 「相続や遺言の基本をわかりやすく、かつ実践的にお話しする。」

これが当事務所の「相続・遺言セミナー」のモットーです。このセミナーは、われわれ弁護士が日々の仕事のなかでしばしば抱くこんな思いから始まりました。

「あー、もし遺言を残しておいてくれていたら…」相続をめぐるトラブルは増える一方です。近い身内の関係であればあるほど、ひとたびこじれてしまった関係を解きほぐすのは大変です。残念ながら、相続をめぐる紛争は誰にでも起こり得る厄介な問題になってしまったようです。ですが、簡単でもいいから遺言を書いておいていただければ、残されたご家族の方々の状況は大きく変わります。セミナーが目指しているのは、そんな「事前の備え」の必要をご理解いただくこと、そして